

入札説明書

奈良ボランティアネット関連パソコン等の 更新にかかる借入れ

入札説明書一式	添付様式一式（入札説明書綴じ込みでない）
1. 入札説明書 2. 適合規格承認申請書記載例 3. 納入（供給）証明書記載例 4. 保守体制整備証明書記載例 5. 契約履行実績証明書記載例 6. 入札書記載例 7. 入札書封緘例 8. 委任状記載例 9. 見積書記載例 10. 一般競争入札辞退届記載例 11. 仕様書 12. 契約条項（案）	1. 適合規格承認申請書（様式1） 2. 納入（供給）証明書（様式2） 3. 保守体制整備証明書（様式3） 4. 契約履行実績証明書（様式4） 5. 入札書封緘例 6. 入札書（様式A） 7. 委任状（様式B） 8. 見積書（様式C） 9. 一般競争入札辞退届（様式D）

平成30年4月

奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課

入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義のある場合は、第14により説明を求めることができます。

第1. 公告日

平成30年4月13日（金）

第2. 契約者名

奈良県知事 荒井 正吾

第3. 担当部局及び契約条項を示す場所

郵便番号 630-8501 奈良市登大路町30

奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課協働推進係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8715

第4. 競争入札に付する事項

1. 入札物件

奈良ボランティアネット関連パソコン等の更新にかかる借入れ

2. 入札物件の数量・特質

奈良ボランティアネット関連パソコン等 一式

3. 借入期間

平成30年6月1日～平成35年5月31日

4. 納入場所

・奈良県青少年・社会活動推進課（奈良市登大路町30 奈良県庁主棟1階）

・奈良県総合ボランティアセンター（橿原市大久保町320-11

奈良県社会福祉総合センター2階）

・奈良県協働推進センター（大和郡山市満願寺町60-1 奈良県郡山総合庁舎4階）

5. その他

詳細については、別紙「奈良ボランティアネット関連パソコン等の更新にかかる借入れ仕様書」のとおりとします。

第5. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

2. 一般競争入札参加資格確認申請書類の提出期限の最終日から入札までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。

3. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者については、更正手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
4. 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
5. 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
6. 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目01の「賃貸業務」で登録している者であること。
7. 過去5年間（平成25年度から平成29年度までの間）において、国又は地方公共団体と、この借入れ契約内容と同等と県が認める履行実績を有している者。

第6. 入札手続等

1. 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

（1） 交付期間：平成30年4月13日から平成30年4月26日まで

（2） 交付場所

ア 第3に示す場所（上記期間のうち、土曜日、日曜日を除く日の午前9時～午後5時までの間）

イ 奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課のホームページからのダウンロード
<http://www.pref.nara.jp/item/195294.htm>

ウ 奈良県総務部情報システム課のホームページからのダウンロード
<http://www.pref.nara.jp/10452.htm>

2. 競争入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次に示す（1）ア～エの書類（以下、「一般競争入札参加確認申請書類」という。）を提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、（2）の提出期間内に一般競争入札参加確認申請書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

（1）一般競争入札参加確認申請書類

ア 適合規格承認申請書（様式1）及び定価見積書

別紙「奈良ボランティアネット関連パソコン等の更新にかかる借入れ」仕様書に基づく調達物件としての適否の承認を適合規格承認申請書により受けなければなりません。記載については別紙適合規格承認申請書記載例のとおりです。

イ 納入（供給）証明書（様式2）

上記アで示す適合規格承認申請を行った物品等を、確実に納入できる販売業者の納

入（供給）証明書を提出してください。記載については別紙納入（供給）証明書記載例のとおりです。

ウ 保守体制整備証明書（様式３）

保守期間中の保守体制が整備されていることを証明する書類として、保守体制整備証明書を提出してください。記載については別紙保守体制整備証明書記載例のとおりです。

エ 契約履行実績証明書（様式４）

過去５年間に国又は地方公共団体と県が別紙「奈良ボランティアネット関連パソコン等の更新にかかる借入れに係る仕様書」と同等と認める契約を締結した実績があり、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出して下さい。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。記載については別紙契約履行実績証明書記載例のとおりです。

（２）提出期日・方法

ア 提出期日

平成３０年４月２６日（木曜日） 午後５時まで（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送。

持参する場合は、土曜日、日曜日を除く日の午前９時～午後５時までの間とします。

郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良ボランティアネット関連パソコン等の更新による借入れに係る一般競争入札参加確認申請書類在中」と朱書きするとともに、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課長宛の親展として、提出期日までに第３に示す場所に到着するようにしてください。

（３）提出場所

第３に同じ

（４）提出部数

各１部

（５）調整期日

平成３０年５月２日（水曜日） 午後２時まで

（提出期日までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、上記調整期日までに再提出してください。）

３．競争入札参加資格審査結果の通知

（１） 一般競争入札参加確認申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認出来なかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面（ＦＡＸ）により通知します。

（２） 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、通知日から起算して３日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）以内に、同通知書を第３で示す場所に持参して説明を求めることができます。

４．入札方法

（１） 入札は、１ヶ月あたりの借入金額（物件の搬入・設置・調整及びこれに付随する作業に要する経費、保守点検に要する経費、動産総合保険の加入に要する経費など仕様書に記載する業務に関する一切の経費を含む。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額

に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 入札者は、所定の入札書（様式A）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2枚用意して下さい。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することはできません。
- (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書（様式C）が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成の上、1部用意して下さい。

5. 入札書の提出場所等

- (1) 日時 平成30年5月10日（木曜日） 午後2時
- (2) 場所 奈良市登大路町30
奈良県会計局総務課入札室（奈良県庁主棟6階）
- (3) 入札説明会 実施しません。
- (4) その他 入札に当たっては、第6の3に掲げる一般競争入札の参加資格の確認を受けた旨の通知書を持参してください。

第7. 補足

- 1. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2. 入札保証金
免除します。
- 3. 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合のうち（下記（1）又は（2）に該当する場合）は、免除します。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

なお、履行実績の証明については、契約履行実績証明書（様式任意）及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、落札から5日以内に契約締結を行いますので、書類が間に合うように準備をしておいてください。

第8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1. この公告で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
2. 奈良県契約規則第7条に該当する次のアからオに掲げる入札。
 - ア 知事の定める入札条件に違反した入札
 - イ 入札書に記名押印を欠く入札
 - ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
 - オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
3. 入札書記載の価格を加除訂正した入札
4. その他、入札に関する条件に違反した入札

第9. 落札者の決定方法等

1. 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。
2. 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式D）を提出して下さい。記載については別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
3. 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
4. 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
5. 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

第10. 契約書作成の要否等

1. 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
2. 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から休日を除く5日以内（特別の理由により必要があると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。
3. この契約は、長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額又は削除に係る契約解除等」の条項が入ります。
4. 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

第11. 手続における交渉の有無

有（第6の2で示す一般競争入札参加確認申請の手続きが必要です。）

第12. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- （1） 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者も含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人に当たってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団

員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下、「暴対法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- （２） 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下、同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （３） 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （４） 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- （５） 上記（３）、（４）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （６） この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下、「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- （７） この契約に係る購入契約等に当たって、上記（１）から（５）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（６）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

第１３． 契約の解除

契約締結後、契約者について第１２の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届けなかったと認められるときは、契約の解除をすることがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、第１２の（１）、（３）、（４）及び（５）中、「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

第１４． 仕様書等に関する質問

- １． 仕様に関わる質問等については、次に示す連絡先に E-mail または、FAX で行ってください。
質問受付期間は、４月２６日（木）１７時までとします。
- ２． 仕様に関わる質問回答については、５月８日（火）までに奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課のホームページ（<http://www.pref.nara.jp/item/195294.htm>）及び奈良県総務部情報システム課のホームページ（<http://www.pref.nara.jp/10452.htm>）に掲載します。
E-mail : kenmin@nv.n.pref.nara.jp（担当：石川）
FAX : ０７４２－２７－９５７４
- ３． 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。

第１５． その他

- １． この借入物品の請求については、物品の検査・収納確認終了後、物品の使用月の翌月以降に請求書を提出するものとし、県がその支払いの請求を受けたときは、その日から３０日以内に該当代金を契約者に支払うものとします。
- ２． 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用

してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

3. 落札者は、詳細仕様及び、納品時期等について、事前に発注課と充分協議してください。履行に際しては、担当者と十分打合せの上、発注課の指示に従ってください。
4. 設置、設定及び配線等を行った機器等が完全に作動することを確認の上、引き渡してください。
5. 調達物品納入設置後の検査・収納については、必要要員を確保し、検査等の立会、操作方法等の説明を要します。
6. 機器の保守点検（定期点検、交換部品費用及び機器等障害時対応を含む）に要する費用はリース料金に含めて借入れするので当該費用を入札価格に含めてください。
7. 契約終了後の機器（設置・設定に伴う材料は除く）についてはすべて落札者に返還するものとします。したがって、固定資産税や廃棄物処分料（運搬料）等は落札者による負担とします。
8. 落札者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。
9. 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。